

改編 PL への意見提出を加速するため、食品接触材料安全センターメールマガジン臨時号を発行致しました。

改編 PL では 7 月 15 日を期限とし意見募集が行われています。既存物質の収載に係る最後の意見提出の機会です。特に、表（留保）についてご確認頂き、適切に対応願います。

（2021 年 12 月 24 日版のリストに掲載されていても、表（留保）にある物質を「手引き」で定義される添加剤として使用している場合には意見提出が必要です。）

■意見提出のポイント（その 1）今回の意見募集が最後の機会！

今回の意見募集は、2025 年 6 月 1 日の完全施行に向け、事実上最後の意見提出の機会となります。

今後のスケジュールをご覧ください。現在は 4 月 26 日「新リスト案」に続く、「事業者等からの意見募集、整理・反映作業」の期間に当たります。この作業が終了すると、「リスト告示案」が示されますが、この時期は総合的に見て 2023 年の比較的早い段階と想定されます。

これに「パブリックコメント等」の期間が続きますが、この期間は一般に 1 ヶ月という限られた期間となり、また提出されたコメントに大きな観点から回答されますが、改編 PL の具体的内容への対応は事実上出来ないと伺っています。そしてこの期間が過ぎたとき、「告示の公布」となり PL は確定します。この時期も総合的に見て 2023 年の中頃と想定されます。



(2022 年 5 月 23 日会員説明会資料より)

以上により、4 月 26 日～7 月 15 日の期間の意見募集が、事実上最後の意見提出の機会となります。

■意見提出のポイント（その2）表（留保）にある既存物質に注意！

基材の場合：

●意見を提出する物質は、既存物質であるにも係らず、表（留保）に記載されている物質（第2表の（旧）整理案では、振り分け先覧に表（留保）と記載）である。

→* 様式（基材）のK列は「表（留保）」を選択し、L列に通し番号を記入したうえで、不足している物質または修正内容を記入すること。

●構成成分が不足しており、物質（必須モノマー、任意の物質、化学処理）の追加が必要である。この場合、追加が必要な物質は、重合体の構成成分として2%以上を占める（2%未満の場合は意見提出は不要）。

→* 様式（基材）のK列は「追加」を選択し、不足している物質を記載すること。

●特記事項の条件に合致していないため、特記事項の修正が必要である。

→* 様式（基材）のK列は「修正」を選択し、修正内容を記載すること。

添加剤の場合：

●意見を提出する物質は、既存物質であるにも係らず、表（留保）に記載されている物質（第2表の（旧）整理案では、振り分け先覧に表（留保）と記載）である。

→* 様式（添加剤）のK列は「表（留保）」を選択し、通し番号、使用量、用途を記入すること。

●意見を提出する物質が、（新）整理案に記載されている物質に該当しない。

→* 様式（添加剤）のK列は「追加」を選択し、物質名、使用量、用途を記入すること。

●意見を提出する物質が、（新）整理案に記載されているが、CAS番号、区分別使用制限量、特記事項の修正が必要である。

→* 材質区分が異なる重合体を結合（ブロック重合体、グラフト重合体）または混合した場合の区分別使用制限量については、「ポジティブリスト（新）整理案に対する意見提出の手引き」を参照すること。

→* 様式（添加剤）のK列は「修正」を選択し、修正内容を記入すること。



(厚生労働省 HP <意見提出前チェックリスト>より再構成)

■意見提出のポイント（その3）材質区分が異なる重合体の混合の考え方

「ポジティブリスト（新）整理案に対する意見提出の手引き」P10 に、材質区分が異なる重合体を混合する際の区分別使用制限量の考え方が示されています。

材質区分が異なる合成高分子物質（重合体：分子量 1000 以上）を結合（ブロック重合体、グラフト重合体）または混合した場合、その区分別使用制限量は、以下のいずれかとする。

① 該当する材質区分の区分別使用制限量を混合した重合体の重量比からの比例計算により得られた値とする。

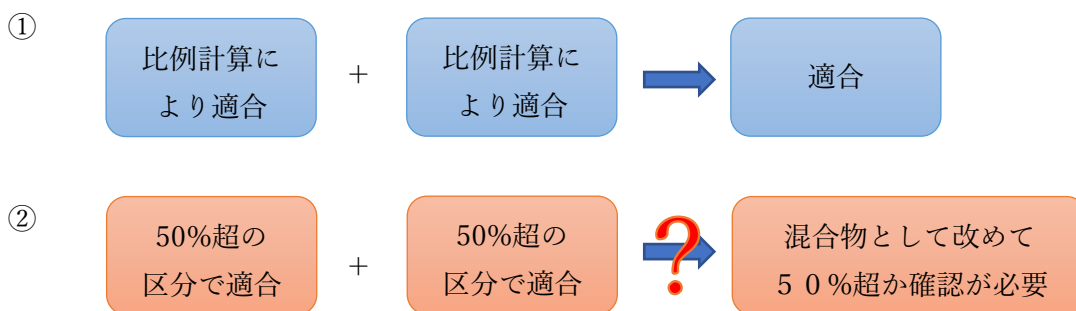
また、区分別使用制限量を満たす材質（合成樹脂）同士を混合したのもも適合とする。

② いずれかの材質区分において、その材質区分の重量割合（%）が 50% を超える場合は、当該材質区分の区分別使用制限量を適用することができる。

ここで、注意すべきことは、①、②の「いずれか」とされていることです。

「区分別使用制限量を満たす材質（合成樹脂）同士を混合したのもも適合とする。」とは①の中での判断の補足であり、②の内容には適用されません。

例えば、50% を超える区分で区分 2 としたものと、同様に 50% を超える区分で区分 3 としたもの同士を混合した場合、無条件に適合とされるわけではありません。混合物として改めて 50% を超える区分がどちらになるか確認する必要があります。



各企業において、表（留保）に記載された物質について、現在営業（製造、輸入、販売、使用）されている、或いは過去営業されていたとき、その実績を示す情報とともに意見提出をお願いします。意見提出がなかった物質はリストからなくなり、国 PL が完全施行される 2025 年 6 月 1 日以降営業出来なくなります。仮に、国 PL の対象範囲にあって、そのリストにない物質についてそのまま継続して営業したとき、それは食品衛生法違反となります。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>